

総務産業常任委員会会議録

日 時 令和元年5月17日（金曜日）10時00分～11時35分

場 所 議員控室

出席者 逢坂委員長、磯野副委員長、船本委員、阿部委員、工藤委員、森議長
ワザハバ 金木議員、小寺議員、平山議員、村田議員、舟見議員

事務局 豊島事務局長、杉野係長

逢坂委員長

それでは、おはようございます。本日は大変ご苦労さまでございます。時間となりましたので、今期が始まって最初の総務産業常任委員会を開催します。

本日の案件でございますが、お配りのとおり、羽幌町いきいき交流センター利用料金の改定等についてとなっております。この後内容を詳しく説明していただきまして、進行していきたいと考えております。

なお、総務産業としてもこれからさまざまな大きなテーマを抱えております。委員の皆様におかれましては、一つ一つ丁寧に、そして真剣に取り組んでいただきたいということを申し上げておきたいと思っております。

それでは、この後担当課より説明をいただきたいと思っております。座って進行させていただきます。

それではまず、1番の羽幌町いきいき交流センター利用料金の改定等について担当課の高橋課長のほうから説明を。それから質疑、答弁につきましては挙手でひとつお願いします。私のほうで指名しますので、よろしくをお願いします。

1 羽幌町いきいき交流センター利用料金の改定等について

担当課説明

説明員 商工観光課 高橋課長、富樫係長

(1) 羽幌町いきいき交流センター利用料金

(2) 羽幌町いきいき交流センターのレジオネラ属菌対策について

高橋課長 10:01～10:02

本日はお時間をいただきまして、ありがとうございます。羽幌町いきいき交流センタ

一利用料金の改定等についてということで、まず1点目、羽幌町いきいき交流センター利用料金の改定について、2点目が羽幌町いきいき交流センターのレジオネラ属菌対策について、3点目として朝日公園の取り扱い方針についてということで3点説明させていただきます。

まず、1点目の利用料金の改定について担当係長のほうでご説明いたします。

富樫係長 10:02~10:26

商工観光課の富樫です。よろしくお願いいいたします。座って説明させていただきます。

それでは、お手元の資料に基づいて説明させていただきます。一括して説明、3点続けてでよろしいですか。

逢坂委員長

はい。

富樫係長

まず、1点目の羽幌町いきいき交流センター利用料金の改定についてでありますけれども、宿泊料を繁閑に応じて弾力的に設定し、集客の少ない時期の減収分を集客が見込まれる時期の収益で賄うことで赤字を解消していくため、本年10月1日からの消費税増税による利用料金改定にあわせて、繁忙期の室料の増額、いわゆる上限額の改定についても指定管理者のほうから要望があったというところでもあります。指定管理者のほうからは、閑散期の減収とともに、昨今の最低賃金の引き上げ等に伴う人件費の負担増加ですとか、また原材料、仕入れ資材価格の上昇ですとか重油等のエネルギー価格の高騰などの減収要因が存在する中で、わずかな夏期の繁忙期にそれら減収分を賄っていくということがどうしても収益の確保には欠かせないという理由のもと増額要望というのが出されているものであります。

こういった要望を踏まえまして本町としては、施設の収支決算が直近2年連続して赤字と書いていますけれども、29年度は赤字、30年はこれから出てくるのですけれども、30年についても当初の見込みとしては赤字の見込みということで書かせていただいています。堅調で利益率の高い宿泊料において、より収益性を高め、もって安定的な管理運営となるよう、指定管理者が要望する宿泊料を利用料金上限額ということで設定するため、本年6月定例会での条例改正を予定しているところであります。

改正の要旨、中身については、資料1をごらんください。いきいき交流センター利用料金の改定に係る資料ということで、まず1の利用料金の考え方になりますけれども、

町が条例のほうで利用料金、いわゆる宿泊料、それから貸し室料、入浴料の上限額というものを規定しております。それを踏まえて指定管理者のほうで、町が定める条例の利用料金上限額の範囲内で宿泊料等料金を設定しているという前提となっております。

2の宿泊料に入りますけれども、(1)にありますのは現行条例の利用料金上限額を記載してあります。まさに条例に記載してある金額となります。この上限額には従来から消費税を含んでおまして、入湯税100円は含まない取り扱いとなっております。現在の条例では、和室及び洋室の区分では上限額を1泊1人につき9,700円ということで設定し、洋室(特別室)については1泊1人につき2万100円ということで設定しております。また、摘要欄にもありますとおり、この料金にはさらにサービス料10%を加算し、食事料については含まないものとしております。いわゆる食事料を含まない素泊まりの客室料金というのがこの上限額ということとなります。

続いて、下の(2)がこのたび予定をしている改正条例で定める利用料金上限額ということで、ここでの改正については、繁忙期の宿泊料の増額、それから消費税増税分の転嫁による利用料金上限額の改定というものにあわせて、現在指定管理者のほうではサービス料を含めた総額で料金表を作成しているということから、条例上もサービス料を含めた総額で上限額とするということ、それから現在利用定員、客室の広さ、ベッド数で料金を区分しているということから、客室区分についてもシングルルームですとかツイン・トリプルルームですとか、そういった形に改めよう、整理しようというふうに考えております。

下にあるように、シングルルームについては和室6畳間、それから洋室シングルの部屋のこと、6室あります。指定管理者が今後設定を希望する宿泊料に関しては、時期に応じて6,050円から1万3,100円を希望しているというものになります。また、ツイン・トリプルについては和室7.5畳から8畳間、それから洋室ツイン・トリプルの部屋のこと、現状33室あります。宿泊料に関しては、時期に応じて5,550円から1万7,800円を希望しているという形となっております。最後に、デラックスツインについては洋室の特別室のこと、これは1室のみなのですけれども、宿泊料に関しては時期に応じて7,550円から1万9,800円という設定を希望しているという内容となっております。

そして、これらを踏まえまして改正する条例の内容が矢印の下の表となります。赤字で記載している部分が今回の改正部分という形でございます。区分を客室区分として、それから宿泊料を利用料金に表記を改める。また、シングルルームについては上限額を1万3,100円に、ツイン・トリプルルームについては1万7,800円に、デラックスツインルームは1万9,800円ということで、それぞれトップシーズンの1室1名料金の最高額を上限額ということで設定しております。1室2名、3名、4名となればこれからど

んどん下がっていくという形で、一番マックスの金額という形となっています。また、これらの料金にはサービス料を含む形として、摘要欄からサービス料加算の表記を削除し、入湯税と食事料は含まないということを改めて明記することとしております。

そして、宿泊料算定の詳細については、資料1の4ページ目をお開きください。ここにある表については、指定管理者が現状設定する宿泊料の料金表になります。(1)のシングルルームでご説明しますと、時期区分については繁閑に応じてSからFまでの7区分で設定がされております。その隣の現行の指定管理者設定料金表では、現行の上限額が9,700円、サービス料10%を加算すると1万670円というのが実質上限額というふうになって、その範囲内でS区分の1名1室が最高額ということで1万600円、税込みです。に設定されているという形となっています。

そして、その右側にあるのが改正後の指定管理者が設定を予定する料金表となります。S区分の1名1室が最高額ということで1万3,100円、現行と比べると2,500円の増額となるものとなります。SとAの区分で上げ幅が1,400円から2,500円となりますけれども、それ以下のB区分以下については上げ幅が300円から150円ということで、これは消費税増税分、8%が10%になるという部分を転嫁したのみの増額という形となっております。

下の※1の時期区分を見ていただければと思うのですが、SとA区分に関しては合わせて年間30日程度、まさにトップシーズンの、さらに前年実績を踏まえて確実に部屋が埋まるであろうという、年間でいえばわずかな日に設定されているもので、それ以外の年間の多くの日の設定はいわゆる通常期、閑散期でC、D区分以下となりますので、実質の上げ幅は少ないということがわかるかと思えます。

なお、ツイン・トリプルルームにおいてもシングルルームと同様、1名1室の最大料金を上限額ということで、黄色で表示しているところです。するもので、デラックスツインルームについては料金表はないのですが、ツイン・トリプルルームの料金表に全て2,000円を加算したものというふうに運用されている形となっています。

続いて、資料1の2ページ目に戻ります。2ページ目の3、貸し室料になりますけれども、(1)は貸し室料の現行条例の利用料金上限額の表となります。ごらんとおりになります。(2)が今回予定している改正条例で定める貸し室料の利用料金上限額という形となります。貸し室料におきましては消費税増税分の転嫁のみを予定しておりまして、改定される料金については赤字書きで記載されている部分となります。端数調整から増額とならない料金もあります。研修室Aの1時間当たり3,800円、これは現行と変わりが無いということで、端数調整から変わらない部分となります。

なお、貸し室料へのサービス料の加算については、現行の条例では加算するという形

になっておりますけれども、現在指定管理者のほうの設定料金においては加算していないという現状もありますので、これは平成12年当時ぐらいからずっとそういった運用をされているというようなことなので、今後は条例上も加算しないということで、これに加算するとなるとさらに高くなってしまうというようなこともありますので、当該表記を削除するという事。それから、展示会等における交流ホールの2分の1利用に係る設定を廃止する。これに関しても、展示会等で実質半分貸しというのは運用上できないというようなことで、現状指定管理者側も設定していないというようなことですので、今後条例上もあわせて廃止をしたいということです。それから、和室（客室）の休憩利用区分というのも、(1)の現行の小会議室の下にあるのですけれども、いわゆる休憩料と言われる部分に当たると思うのですけれども、客室の休憩利用というのもほぼオープン当初から運用されていないというような現状から、条例上もこの区分を廃止ということ。それから、摘要欄の展示会等の利用に係る搬入費の記述が若干現状だと足りないというようなことで、表記を整理する改正となっています。ただし、搬入費をふやすだとかそういった部分ではなくて、あくまで表記を見直すというか、わかりやすく書き直したというものとなっています。

貸し室料の算定に関しては、5ページ目、ちょっと字が細かいのですけれども、税率ごとにそれぞれ算定した料金で、赤字で8%時よりもふえているところを改正するという形になります。税抜きの貸し室料単価に関しては据え置くという形となっております。

続いて、3ページのほうに行きまして、入浴料に関してですけれども、現行条例の上限額に関しては子供が400円、大人が700円という形で設定されております。指定管理者はこの範囲内で現状、子供が280円、大人が500円という形で入浴料を設定しています。

(2)がこのたび改正を予定している条例ですけれども、ここでは宿泊料に合わせて入湯税を含まない上限額ということで改めて設定したいということで、大人の上限額を700円から600円に100円減額するという形になります。また、子供の区分を明確化するため、従来は「小学生以下」という表記だったのですけれども、それを「4歳以上小学生以下」ということで改めて、摘要欄には入湯税を含まないということと3歳以下の利用料金は無料とするという表記を加えております。これに関しても従来の運用から何ら変わることはない。現状は「小学生以下」と書いていたのですけれども、実際は3歳以下については無料で取り扱っていたという形になりますので、それを条例上も合わせるという形になります。

なお、条例改正後におきましても指定管理者が設定する入浴料、子供280円、大人500円という料金に関しては現状を維持する、同額でいくという形で指定管理者側のほうと

協議、確認しているところであります。入浴料の算定に関しても、先ほどの5ページの下段のほうに算定式を載せてあります。

以上が1件目の羽幌町いきいき交流センター利用料金の改定についての説明となります。

次、もとの資料に戻りまして、2件目の羽幌町いきいき交流センターのレジオネラ属菌対策についてご説明いたします。(1)、経過ということで、本年2月12日、女子大浴場浴槽から基準値の2倍のレジオネラ属菌が検出され、専門業者による配管洗浄、消毒、浴場内全面清掃を実施し、再度の水質検査の結果レジオネラ属菌が不検出となったことから、3月1日から浴場の全面利用を再開しております。また、管轄保健所との協議を踏まえて、以後の再発防止策ということで、専門業者による配管洗浄、消毒の回数をふやす、またレジオネラ症の感染原因となるエアロゾル、細かい水滴吸入を防止するため、現状、男女の打たせ湯を廃止したところであります。

一方、平成29年に施工した、源泉井に設置した温泉水のくみ上げポンプの設置以降源泉中の泥成分がふえてきているということで、配管内への付着ですとか浴槽内への沈殿というものが多く見られる状態になってきています。レジオネラ属菌に関しては、受泉槽ですとか浴槽、配管が温床となって繁殖することが大きな要因となって、泥の付着が現状著しくて衛生管理作業の妨げとなっていることから、菌発生の要因ですとか改善方法というのを設備保守等関係業者、記載の業者等々の協力を得ながら現在まで調査、検討していたところであります。写真が配管への泥の付着状況となります。

2ページ目に移りまして、(2)の検討結果ということで、アのレジオネラ属菌が基準値を超えた要因ということで、これらの業者により指摘された事項ということで、泉質が蒸発残留物を多量に含む濁り湯であること。それから、温泉成分の堆積、固着箇所が菌の増殖の温床となること。温泉温度が32度、加温後の温度が43度ということで、菌が増殖しやすい温度帯であること。掛け流しであるが、掛け流し量がオーバーフロー分程度のため、温泉成分の濃縮が起り得るということ。浴槽は毎日湯抜きと洗浄をしているが、配管内、受泉槽内等は毎日の清掃は不可能であるという現状であること。菌を死滅させるだけの濃度の塩素濃度維持がなかなか困難であるということ。

これらレジオネラ属菌発生の要因を踏まえて、イの泥成分除去のための改善策を検討したのが以下の表となります。まず、沈殿槽設置に関しては、大きな槽に温泉水を入れて、泥成分を沈殿させて上澄みだけを利用していくという方法なのですけれども、現状、今の施設には設置ができないということ、それから成分固着箇所もふえて、むしろ菌がふえる懸念があるということから、これに関しては望ましくないだろう。次のろ過機導入に関しては、そもそもろ過材の目詰まりが著しくなるだろうということで、交換頻度

も多くなるので、ランニングコストがふえて望ましくない。次の完全掛け流し化に関しては、加温循環させないで、常に加温した温泉水を利用するものなのですけれども、そのためには熱交換器ですとか相当な設備投資が必要となってくるということから現実的ではないということで、これも望ましくない。

最後の周波数変調電磁場水処理装置、スケールウォッチャーと言われる機器なのですが、この導入に関しては、泥そのものに関しては消滅させることもできない、除去もできないのですけれども、配管ですとか循環設備への付着防止に大きな効果があるというふうに考えられておまして、道内の温泉施設でも効果が認められて導入されているものということで、一番ベターな方法ということで判断しております。道内の温泉施設と書いてあるのですけれども、一例を挙げれば七飯町のアップル温泉という温泉があって、そこはどうか砂まじりのお湯で、ろ過材が1週間で固着してしまうという現状にあって、再度のボーリングというものも検討していたそうなのですけれども、スケールウォッチャーという機器を導入したところ、今では改善されてきているというような効果が上げられているということも確認しております。

なお、この水処理装置については、配管の外側から特定周波数の電磁場を与えて水中の微粒子の界面電位をコントロールすることでスケールですとか赤さび、油汚れなどの付着を防止する装置ということで、以下のイメージ図のとおり配管の外側にコイル状に巻きつけていくというものですので、簡易に設置ができて、今後仮に施設を大規模改修して配管を改修するといった場合においても取り外して使い回しできるものとなっております。

次、3ページに移りまして、今度ウの配管洗浄方法等の改善策の検討ですけれども、配管の衛生管理上、洗浄の頻度をふやしていく必要があります。そのためには施設管理者のほうで送湯管ですとか循環設備を容易に洗浄できる仕組みづくりというのが今後必要となってきます。また、寝湯のバブル、相当前から故障により使用していないのですけれども、バブルの配管自体は通湯している状態で、内部の死に水をなくすため、配管を切断するというものと穴埋め修繕というものが必要となってくる。それから、打たせ湯についても現状とめているのですけれども、上からちょっとずつどぼどぼ、どぼどぼ流水してしまうというような形になっているので、それらをとめるための配管切断というものも必要となってくると考えています。また、配管の要所要所に高圧洗浄ホースの挿入口を設置し、配管内に泥の付着がなくなれば、薬品洗浄の効力についても発揮されてくるというふうに考えております。

そして、(3)のレジオネラ属菌対策の実施ということで、これまでのこれら検討結果を踏まえて、早期、緊急的にレジオネラ対策、再発防止策を講じる必要があることか

ら指定管理者による施工依頼ということで、前回レジオネラ対策として施工した際を参考として、かかった経費に関しては施設負担金ということで町のほうから指定管理者に支出していきたいというふうに考えているところです。予定する工事に関しては、アの温泉（泥）成分の堆積、固着化の防止対策ということで、①の水処理装置の試験設置ということで5月下旬を予定していますけれども、ほかの温泉で効果があるということとはわかっていますが、地域によって泉質が異なるので、町としても指定管理者としても実証実験をしてみたいということで、当町の温泉水に効果があるのかどうなのか、5月から8月の3カ月間、装置をリースして2台試験設置をして、設置している配管と設置していない配管とを見比べて効果を検証するというものであります。これに関して経費は43万3,000円程度を予定しています。

そして、②ということで、試験設置の結果を踏まえまして、効果が認められる場合については装置4台を本格設置するというので大型1台、小型3台、これは配管の径によって違うものなのですけれども、経費は600万円程度が予定されているところであります。

次に、イの配管洗浄に係る環境整備ということで、①、寝湯、打たせ湯配管縁切り工事に関しては、先ほどご説明しましたけれども、これらに関しても5月下旬ごろを予定したいというふうに考えています。経費は18万4,000円程度ということで、なるべく営業を停止しないよう、夜間に工事ができればいいというふうに考えております。そして、水処理装置の効果が認められて本格設置するという場合においては、自前で配管洗浄できるように洗浄口取り付け工事というものを予定しておりまして、これはあくまで予定というか、概算経費なのですけれども、400万円程度かかるであろうということで見込んでいるところであります。

以上が2件目の羽幌町いきいき交流センターのレジオネラ属菌対策についてとなります。

逢坂委員長

一旦これでいきいき交流センターの説明については終わりたいと思います。今2点ほど、料金改定の件、それからレジオネラ属菌対策についての説明を担当課からいただきました。まず、1番目の交流センターの料金改定について質疑を受けたいと思いますので、よろしくお願いたします。

—主な協議内容等— 10:27～11:04

阿部委員 指定管理者側から繁忙期の料金を上げて赤字を解消したいといった説明でしたけれども、繁忙期はいっぱいお客さん、観光客が来るわけです。近隣町村のほうではどのぐらいの金額設定をされているのか、もしわかれば教えていただきたい。

富樫係長 近隣町村に関しては、現状消費税絡みでの動きというのを確認したのですけれども、今検討中というようなことで、やるところも9月にやろうかなとかというような形で考えられているみたいなのですけれども、ほぼほぼ近隣に関しては、料金設定に関して特別期間と通常期間と分けられているとは思うのですけれども、そこまでの幅というのではないのかなというふうに考えております。

管内ではないのですけれども、アンビックスに委託しているということで、グループで町営温泉が幾つかありまして、そこを確認したのですけれども、みついし昆布温泉、新ひだか町になりますけれども、ここも指定管理で運営しているということで、ツインルームで1室2名の利用時ということで1泊1人当たり、平常時で1万1,000円、特別期間になるとさらに1万7,000円という料金設定。1室2名利用して、さらに1人当たりという形で、これが一番高い料金設定になります。

同程度でいけば、びらとり温泉ゆからですとか、美唄、それから津別に関しても同程度の、繁忙期と閑散期の差を設けているという形になります。それ以上挙げれば、東神楽町の森のゆ花神楽ですとかそういった部分も、料金設定についてはうちよりも2,000円以上高いという形になっております。

さらに、料金区分に関しても、うちは現状7段階ありますけれども、13段階なり15段階という料金設定をしているのが通例というか、グループ上あるというようなことで、その中においてはどちらかという真ん中ぐらいの位置づけなのかなというふうには思っています。

阿部委員 気になってしまうのが、料金を繁忙期上げてしまうことによる観光面でのダメージとかそういうのは、町側のほうとしてはある程度想定しているのか、全くないだろうと思っているのか、その辺伺います。

富樫係長 主に今回上げている設定日というのが、例えばエビまつりの前の日だと

か、実際に入るお盆期間ですとか、ここ数年の埋まりぐあいを見て具体的に設定しているというようなことで、指定管理者側も入らなければ、取れなければこういう金額の設定はしないというようなことで比較的強気といえれば強気なのですけれども、入るときに取らなければほかで取れない。要は閑散期が多いので、わずかな繁忙期なのですけれども、そこで多少なりとも利益を上げたいというような意向もあって、町としては上げたからがらになるというようなことは考えてはいないということです。

阿部委員 上げた以上、満室になってもらわなければならないということなのですけれども、指定管理者側がやるのか町側がやるのかはあれですけれども、その辺のPR方法というのですか、できるだけ観光シーズンに来てもらうといった取り組みというのは、今年度というか、新たに考えていることがあれば。

富樫係長 ホテル自体、宿泊がなかなか予約がとれないという状況で、というのも実はツイン・トリプルルームというのが大勢を占めていると。2名なり3名で入れたいのですけれども、昨今の状況というか、1人1室というお客さんが比較的多くて、それなのにもかかわらず1人に1室とられて料金が1名分しか取れないという形になると、入れたいのだけれども入れれないというような状況があって、そういった場合に関してはなるべく、2人分まではいかなくても1.6から7倍ぐらいはいただきたいというような意向もあって設定しているものになります。

PRに関しては日ごろからしておりますし、今年度に関しても合宿ですとか、クルーズ船が留萌港に今年8月末ににっぽん丸が来るのですけれども、陸路で羽幌まで来て、天売、焼尻を日帰りして、サンセットプラザに60名とか80名泊まるというような部分もあったり、そういった団体客というような利用を入れていきたいという気持ちもあるのですけれども、普通のお客さんでいっぱいだというようなこともあって、閑散期にお客さんを連れてこれるように今後に関してもPRしていきたいなというふうに考えています。

阿部委員 今、合宿の話があったのですけれども、当然夏場ですので、宿泊は町側

も負担しているのでしたっけ。その辺。

富樫係長 合宿事業に関しては、ホテル、それから町内の旅館に関しても一律1人7,000円という料金で旅館側にも協力いただいてやっています。ただし、ホテルに関しては、通常1室2名のところ、余り個室は利用しないのですけれども、広い部屋に多く人数を入れられるというようなことで、通常よりもそれでも利益があるというようなことで受け入れているという形です。合宿に関してはそういった料金設定の中で団体には払っていただくという形で、1泊当たり1人1,000円を町のほうからその団体に対して助成しているという形になります。ですから、1泊当たり6,000円で宿泊できるという形になっています。

船本委員 去年の決算はまだ出ていないのでお聞きしたいのですけれども、去年あたりの宿泊の稼働率といたたらどのくらいなのか。そうしたら後で。

富樫係長 済みません。

船本委員 その件は後で。
今回の料金改定というのは繁忙期の増額、消費税増額分の転嫁だというふうに書いてあるのだけれども、消費税は決まっているわけだから何ぼというのはすぐ出るだろうけれども、繁忙期の増額分については、去年あたりの稼働率で計算していったどのくらいの増額を見込んでいますか。

逢坂委員長 暫時休憩します。

(休憩 10:36～10:36)

逢坂委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

富樫係長 29年度に関しては、客室料に関しては8,271万円です。30年度に関しては8,359万3,000円ということで、これに関しては年々、繁忙に応じて料金設定をしてから、伸びに関してははずっとしてきているというような形で、年間の入りぐあいにもよるのですけれども、現状維持させていけ

るだろうというような形では見込んでおります。さらに、取れるときに取るというようなことで上乗せできればいいかなというふうに考えているところです。

船本委員 民間でやっているのならいいのだけれども、羽幌町がアンビックスに指定管理をしてというやり方でやっているわけで、苫前にもそういうケースがあるので、そこら辺のバランスをあれしていかなかったら、月 200 万、年 2,400 万、何年か前から支出していますよね。町で補助金出していますよね。そのときにもいろんなことがあってあれしたのだけれども、それでもまだ足りなくて、消費税だけならわかるのです。消費税の転嫁分で条例改正したいというのであればわかるのだけれども、そうでなく、増額の部分、消費税以外の部分も一部上げたいのだということで上げますよね。余り極端なやり方をやれば、長続きしないような気がする。そこら辺、管内に何町村かあるだろうから、ほかの町村のケースも見ながら。でなかったら、アンビックスが言ってきたように、何でもかんでもは受けていないと思うけれども、受けたら大変でないかなと思うのです。そこら辺どんなお考え持っていますか。

高橋課長 ここ何年間かSランク、Aランクという設定をしているのですけれども、確実に取れるというところでの動きを今しようとしているのです。今までも差はありましたけれども、うちで決まっている上限額以上にはできないということで、取れるときに取る、赤字解消ということで、上限額を多少上げてあげないと、うちが下げることによってもらえるところももらえないという状況になるのがデータでも例年上がってきているので、それを見てうちのほうも、取れるだろうという最高額を上限として設定したいなという考えで今回改定に踏み切ったということです。

船本委員 比較できないのかもわからないのだけれども、苫前と比較した場合どうなのですか。

富樫係長 料金に対しては管内、それほど高くないというのが現状です。初山別に関してもかなり安い料金設定をしていて、あそこも指定管理しているのですけれども、あそこの定め方は設定している料金の上限は5割増しま

でいいよというような設定をしていたりするので、幾らまでとはっきり把握しづらいのですけれども、そこまでの料金幅というのは管内的にはないのかなというふうに考えています。管内、近傍同士というか、そういった部分を見ながらというのも確かに大切なことなのかなというふうにも捉えているのですけれども、ほかの観光施設というか、ほかの地域のホテル等々とも比較検討しながら、町としても高過ぎはしないかというような視点で見ている部分も若干あるのですけれども、本当にわずかな期間だけにとどめるというようなことですので、料金表に関しても町の承認を得て指定管理者が決定するという形になっておりますので、繁忙期の期間をもっとふやすだとかそういった形にならないように、本当に少ない期間にとどめるようにこれからも見守って、管理していきたいなというふうには考えています。

船本委員

うちのホテルも旅館もそうなのだけれども、民間の旅館というのは工事の関係やなんか、そういう人が多いのかなと思って見ているのだけれども、いろんな工事をやっているからあれなのだけれども、ホテルがなかなかとれないという中でそれはわかるのだけれども、地元の民間の旅館が余らないというのであれば、そこら辺も含めて考えながら料金改定をしていくことによって経済効果が民間のほうにも流れて、民間のほうも若干よくなるのかなと思うのだけれども、そうではなく、民間のほうはいっぱいだ、ホテルもなかなかとれないときにあえてぼんと上げて、200万出すときだって、今まで赤字だから出すのだと。そして、料理もよくします。温泉のほうも余りきれいでなかったといったときに、それもきれいにちゃんとしますということでやった。結果はまだ聞いていないからわからないけれども、泊まる場所がないからどんどん上げていくだけというのであれば、町は関係ないのだったらいいのだけれども、町も絡んでいる部分があるのだから、ほかの町のほうも参考にしながらやっていかなかったら、ほかのところはまだ出していないのだということであれば、9月からなのだ、うちは6月から入る、何で早くやらなければならないのかと。ほかの町村のやつを参考にしながら、やむを得ないというのであればやる。もう少し検討してもいいのではないかなと思う。これは関係ない話なのだけれども、指定管理も10年でやっているでしょう。私は何回も、指定管理の本というのは一番最初に1回出て、2回目

改訂版が出て2冊しか出ていないけれども、この本を読んでくれと。最高でも5年以上にすればいろんな問題が出るよ、検討してくださいということで、最終的に10年でぼんとやった経緯がある。10年といたら長いから、指定管理の本も1回目出して、これはすごいよということで国も奨励しながら指定管理制度ができた。5年ぐらいたってこういう問題点、メリット、デメリットがあるのだということを出した中で、そういうのを担当課あたりはしっかりと。そのときに私、その本を見ましたかと言ったら見ていないと言うから、もしあれなら貸してあげますよという言い方もしたのです。1年に1回の全道の議員研修会的时候、札幌で本屋さんがだあと来るから何冊かずつ買って来るのだけれども、そのときにその本を買ってきたことがあるのです。もうちょっときちっとしてもらわなかったら、ちゃんとしているとは思いますが、しているのなら僕らも余りうるさいことは言わないのだけれども、町民の税金だから、我々議会のチェックというのは町民の税金が正しく使われているかどうかというのが最大のあれなのだから。

富樫係長

指定管理者の文献というのは個人的にも持っていますし、読んでいますし、Q&Aに関しても非常にわかりやすい書きっぷりの内容です。そういった部分も参考にしながら、10年間で妥当かどうかというのも、現状は10年で進んでいる形になりますけれども、更新時期に関しては、ご意見も常々伺っておりますので、その際に10年がいいのかどうかというようなことは、ほかの施設等々も見比べながら検討していきたいなというふうには考えています。

船本委員

もう一件最後にお聞きしますけれども、この委員会余りやっていないからあれなのだけれども、結婚式もなかなか無い。去年、実は結婚式をやったのです。2回続けてやったのです。途中で従業員がやめてしまった。困った経緯があったのです。僕ら発起人やって。その人はやめたけれども、最後までやってあげますからと。印刷関係も地元の企業でやれないかという話を持っていったらアンビックスが、専門の札幌の業者があるのだと。ということは安くやるのに、経営者の考え方だから。それ以上僕は言わない。ああ、そういうことなのだ。その人がやめたということで後々わかったのは、インターネットで一番安いところとする。訂正

なんかきかないような状況で、非常に苦勞した件があったのです。僕が企画課長のときは担当をやっていたからホテルの。そのときは事務所に行ったって、事務所に座るところぐらいあったのだけれども、応接セットの中に荷物積んでね、食堂で打ち合わせというようなやり方。だから羽幌やめたというのは2件も3件もあるのです。羽幌でごちゃごちゃあってやめて苦前でやった、旭川でやったのだというのものもあるわけで。やっぱりちょこちょこ役場も行って、任せっ放しでなくきちっとしてほしいなと思うのです。全然結婚式もないでしょう。そもそも若い人たちが少ないから結婚式もないのに。

去年いろんなことがあったので、やめる人も、中身は俺は言わないけれども、余りよく言わないでやめていっている経緯があるから、そういう人たちの話も聞きながらきちっとしてほしいなと思う。それは答え出せないのでもいいです。

逢坂委員長 ほかに料金改定についてございませんか。(なし。の声) ないようですので、2件目のレジオネラ属菌対策について質疑を受けたいと思います。

阿部委員 レジオネラ属菌対策、スケールウォッチャーを導入して試験設置すると。効果があった場合は本格設置ということなのですからけれども、効果がなかった場合というのはまた別の工事を考えているのか。

富樫係長 ほぼほぼ効果は出てくるだろうという見込みで試験設置するのですけれども、業者のほうも泉質が珍しいというようなこともあって、当初は1カ月ぐらいで出てくるだろうという見込みもあったのですけれども、もうちょっと期間を見たいというようなことで今回3カ月に延ばしてやろうかなというふうに考えています。もし効果がなかったという場合に関しては、ほかの方法を考えるなり、自前で洗浄できるように洗浄口を取りつけたりだとか、そういったことでもしていかない限りなかなか解消されないのかなというようなことで、今後に関してもレジオネラに限らず雑菌が繁殖する可能性が配管内にはあるというようなことで、他の方法もその際には考えていかなければならないかなというふうには考えています。

阿部委員 ほぼほぼ効果があるということで、スケールウォッチャーを設置して、効果があれば配管の洗浄口等もあわせて全て工事すると。これは補正か何かで上げるのですか。

富樫係長 それぞれアとイの②の部分というのは見込みでしかないのですけれども、こういった部分の予算はありませんので、しかるべき時期に補正予算として対応したいというふうに考えています。

船本委員 レジオネラ菌の関係なのですけれども、事務屋さんでわかるのかわからないのだけれども、ほかの町村なんかに聞いたら、大体技術屋さんがやっているのですけれども、事務屋さんだけでわかるのですか。技術屋さんの話が全然出てこないの、建てたときは全部技術屋が入って、ずっとそれからもやっていたのだけれども、最近技術屋さんが出てきていないような感じなので、そこら辺、内部的にどうなのですか。

富樫係長 配管の回しだとか、施設に関する部分の修繕だとか、そういった部分に関してはご意見いただきながら設計してもらったりだとかという形になるのですけれども、機器に関する部分というのはうちの技師に関してもそれほど知識があるわけではないので、そこからの指示としては、詳しい業者等々に相談をし、見積もりをとってやるという形にならざるを得ないというようなことで、我々は技術者よりも素人になりますけれども、専門業者の意見を聞きながら、効果があるかどうかというのを判断しながら実施しているという状況です。

船本委員 管内、施設というのか何というのかよくわからないのだけれども、そういうところからも関連して、こういう菌が発生するとなれば技術屋関係の人も入れなかったら。うちの技術屋がわからないから専門屋にやるにしても、うちの技術屋もある程度理解しながら。事務屋だったらどこかでぶつかると思うのです。それで全部できるのだったら技術屋なんか要らなくなってしまう。極論だけれども、要らなくなるような気がする。そこら辺、答え要らないからよく考えて。

磯野副委員長 阿部委員からの質疑にもあったのですけれども、周波数変調電磁場水処

理装置の検査なのですけれども、これは検査専門の業者がやるのですか、それともメーカーがやるということですか。

富樫係長 専門業者でないと配管自体外して見れないので、そういった業者に外していただいて装置を設置する業者のほうで判断するというか、我々も聞きながら状態を見て、効果があれば見た目ですぐ効果がわかるというようなものですので、配管内に泥がついているかついていないかという形です。男女の配管それぞれありますので、女子だけにつけるのですとか、そういった形にすることでそれぞれ見比べができるというようなことで比較検討していきたいなというふうに考えています。

磯野副委員長 信用しないわけではないのですけれども、メーカーだとどうしてもつけたいということで、それなりの数値ということがよくあるのです。周波数変調電磁場なんていろいろあって、以前急速冷凍なんかでも分子を動かしてなんていうのがテレビとかで紹介されて、実際には急速冷凍機と何ら変わらなかったとかというのがあるので、見た目で判断できる、数値で判断できるというふうにしちとしてほしいなというのがありますので、お願いします。

それからもう一つ、今回のレジオネラ菌の対応についてなのですけれども、基本的に殺菌装置というのは塩素だと思うのです。菌を死滅させるだけの塩素濃度の維持が困難ということなんですけれども、今後、まず第一には塩素で死滅させていくと思うのですけれども、どういう対策がとれるのかと。

富樫係長 現状、塩素自体を入れて、それで殺菌しているという状態なのですけれども、泉質によっては効きづらい泉質もあり得るというようなことで、専門機関にも今回指定管理者のほうで調査をかけております。専門家によって効く効かないというものもあるみたいで、実質どうかというのはわかりづらい部分はあるのですけれども、あとは浴槽内にどれぐらい人が入るかだとかそういった部分によっても効きが変わってくるというようなことで、なるべく浴槽内、場所によって余り濃度が変わらないようにだとか、常々監視しながら、通常塩素濃度は0.4程度というふうに保健所等々で指導されているのですけれども、それでは通常死滅させるには

至らないというようなことで、現行は1.0 ぐらいを維持しているという形になっています。そういった形で、こういう心配というか、指摘はあるのですけれども、そこはなるべくというか、殺菌できるような形で常々監視をしていっているという状態です。

磯野副委員長 改善策の中で最終的に評価するのは、周波数変調電磁場装置というのがあるのですけれども、沈殿槽はかなり費用がかかるということで、次のろ過機の導入の中ではろ過材の目詰まりが著しいという話があると。ろ過機というのはいろんな種類があるのだと思うのです。これはフィルターの話をしているのですけれども、いろんな方法があるのですけれども、この辺は探ってみたのですか。

富樫係長 配管の清掃時、配管を外して清掃するときに、ろ過機ではないのですけれども、麻袋なり袋で自前で指定管理者のほうで調査しています。それだけでもすぐ目詰まりしてしまうというような量の泥という部分もあるので、どんな機械であってもこれ以上、細かければ細かいほど詰まりやすくなってしまいうようなことで、ほぼほぼ現実的ではないというようなことは専門業者のほうとも確認しながら、フィルター以外にもあるのですけれども、かなり難しいだろうという結論にはなっています。

磯野副委員長 フィルターを使う部分と石なんかでやる、ろ過機というのがあるのです。個人的に私のところでもフィルターを使うか石にしようかということで、メーカーの勧めで石を使ってやるのですよね。豊富ななんかもそうなのですが、すごい泥の泉質なので、フィルターでは間に合わなくて、最終的には石でろ過する方法、砂利であるではないですか。そういう選択をとったという話も。私が確認したわけではないけれども。今言うフィルターだけでなく、いろんな種類の機械があるのですけれども、その辺は検討してみられたということですか。

富樫係長 総合的にそういった部分も業者の検討の中には入っていたと思うのですけれども、コスト的な部分、イニシャルコストも含めて設置しやすいものというのを町として要請している部分もありますし、こういった部分が可能だめな場合そういった部分に立ち戻って考える必要性があります

ので、そういったときに参考にさせていただきたいなというふうには思います。そういった方法が本当にとれないのかというようなことを改めて確認していきたいなと思います。

磯野副委員長 その辺はひとつ検討してみてください。

もう一点、打たせ湯と寝湯の部分で不要になったのですけれども、これは完全に配管を含めて使えなくするという事なのではないでしょうか。

富樫係長 寝湯に関してはバブルは既に相当前から出していない状態で、そこに湯を張っているという状態です。それは継続していくと。ただし、現状使っている中でバブルの穴自体に水が通水してしまっているの、そこを埋めたいと。実質、バブルを出す配管は使用できないので、そこを切断したいと。打たせ湯に関しても、今回レジオネラ対策ということで男女とも廃止しています。水は出していないのですけれども、配管されている以上水はどうしてもとめ切れない。どぼどぼ、どぼどぼ上から出てきているという状態なのです。それでエアロゾルというのが発生しないというようなこともありますので、その原因を断ち切りたいということで配管自体を切断してしまうという形になっています。

磯野副委員長 気になるのは、施設としては打たせ湯があるわけです。ところが、実際には使いませんよと。そうすると、来たお客さんが見て、何だ、このホテル、使えないものを補修もしないのかという疑いを抱かれるデメリットがあるだろうと思うのです。いっそ完全に全くないというふうにしてしまわないと、あるのに使えないというのとないのでは全然イメージが違ってくると思うのですけれども、その辺はどうしますか。

富樫係長 寝湯もああいう状態で、見た目的にも余りよろしくないというような形もありますし、過去はバスクリンか何かを入れて色をつけてというふうにもやっていたみたいなのですけれども、それも余り評判がよくなって、現状はお湯を入れているという形で、どうしても見た目的に寝湯も打たせ湯も、ああいう場所があるのに使えないというようなことでマイナス要因になっているというのはわかるのですけれども、全部改修してなくしてということになるとそれなりの経費がかかる。ですので、いつでき

るかというのはなんとも言えないのですけれども、全面改修だとかそういった部分に合わせざるを得ないのかなというようなことで、なくしたいという気持ちはあるのですけれども、なかなか手がつけられていないという状況が本音かなというふうに思います。

森 議長 レジオネラ菌対策の部分なのですけれども、レジオネラ菌自体は日常普通にあるもので、発症率も非常に低いということなのですけれども、健康的なものということで対策を費用がかかってもやらなければならないということは理解いたします。試算では両方合わせて1,000万程度ということなのですけれども、公衆浴場的な機能を持っていますので、効果があるということで決定する前に、そういう場合に対して補助的なものかどうか、場合によっては起債等が使えるかどうかというのは同時進行で、今から検討しながら進めるような作業が必要かと思っておりますけれども、現状やっているか、それとも今後やるつもりがあるかということを確認したいと思っております。

富樫係長 設備機器なりになりますので、起債含めて、過疎債だとかそういった部分が適用になるかどうかも含めて今後検討していきたいと思っております。

逢坂委員長 そのほかにございませんか。(なし。の声) なければ、いきいき交流センターの料金改定等についての2件の案件について終了させていただきま。なお、この件につきましては、6月の定例会において条例提案されますので、そこでまた審議等していただければと思っておりますので、よろしくお願いたします。

一旦ここで10分間、11時15分まで休憩いたします。

(休憩 11:04~11:15)

逢坂委員長

それでは、休憩前に引き続きまして委員会を開催いたします。よろしいですか。

それでは、3番目の朝日公園の取り扱い方針について担当課のほうから説明を受けたいと思っております。よろしくお願いたします。

(3) 朝日公園の取扱方針について

富樫係長 11:15～11:20

資料の4ページ目にあるものとなりますけれども、3の朝日公園の取り扱い方針ということで、昨年11月29日開催の総務産業常任委員会、観光事業の現況と対策についてという中でお話ししたのですけれども、平成30年度内に朝日公園の今後の管理方針を検討したいということで報告しております。その後、所管課のほうで施設の利用実績ですとか現状の状況、それから常任委員会においての委員各位からのご意見等々を踏まえまして検討してきたところであります。

その後、今年の3月20日に再度、政策会議、町長も入る会議を開催し、朝日公園の取り扱い方針ということで協議、検討して、ショウブの生育低下による魅力の低減、それから入り込み客数の減少。入り込み客数に関しては、下に推移を載せてありますけれども、30年度に関しては全体で1,209人ということで、グラフを見ていただくとわかるのですけれども、年々右肩下がりをしてきているという形です。なおかつ内数として、そのうちキャンプ客数に関しては123人ということで、約1割程度なのですけれども、その中でもキャンプ客で多いのは自転車、それからバイクの単身利用の方がほとんどとなっています。中には車で来られる方もいらっしゃるのですけれども、そういった方々で減少してきているという状態にあるということ。それから、施設はトイレですとか排水設備に関しても老朽化しております。また、施設を存置することによる地域への経済効果というものも観光施設という観点から見ると大きく見込まれないということなど、総合的にその中で判断した結果、本年度をもって朝日公園を廃止、閉鎖するということで決定されたため、以下のスケジュールでの廃止、閉鎖を予定しているというものであります。なお、朝日公園に関しては、設置条例等々に関しては現状ないということですので、条例廃止だとかそういった部分での廃止行為というのは予定されておられません。

なお、朝日公園に関してはキャンプサイトということで機能を有しておまして、常任委員会においてもこれまで代替施設の必要性というものに関しご意見があったので、政策会議においてバラ園ですとかスポーツ公園でのキャンプサイトの設置可能性というものを慎重に検討してきたのですけれども、キャンプサイト設置に必要となる最低限の設備、洗い場ですとかトイレ等々を整備したとしても、あと場所を確保するだとかそういったことをしても、手厚く整備されている近隣町村のオートキャンプ場の存在には及ばない。それによって多くの集客というのは観光施設としては見込めないだろうということから、今後の市街地におけるキャンプサイトに関してははぼろサンセットビーチのみという扱いとして、ビーチ開設期間外のキャンプ希望者がもしいた場合においては近隣町村のキャンプ場を紹介したりですとか、また町内には安価に宿泊可能な宿泊施設というものもございますので、そういった部分に振り分けていくというか、紹介する取り

扱いとしていきたいというふうに考えております。

朝日公園の開設スケジュールということで、既に開設はしているのですけれども、通常どおり5月から10月末まで開設して、6月には施設廃止によりショウブの観賞、それからキャンプ利用は今年度限りとなることを住民向けに広報等々を通じて周知していきたい。また、利用者、町民以外も多いのですけれども、そういった方々には施設内に看板を設置したりというようなことで周知を進めていきたいというふうに考えています。なお、ショウブの株については、7月上旬から中旬ごろが見ごろなのですけれども、それが終わって以降に何らかの形で町民の希望者に配布、株分けというか、をしていきたいというふうに考えております。

以上が朝日公園の取り扱い方針の説明となります。

逢坂委員長

それでは、朝日公園の廃止に向けての取り扱いということになるのかなというふうに思いますが、委員皆様の質疑等いただきたいと思えます。何かありませんか。

—主な協議内容等— 11:21～11:34

船本委員 現在ショウブの株はどれぐらいあるのですか。わからなかったら後でもいいです。

富樫係長 現在、正確な数字ではないですけれども、200から300の間なのです。去年がちょっとふえてというところで、その前が200切ったぐらいの株というのは聞いております。

船本委員 去年、おととしかな、しばらく朝日公園の委員会やっていませんから、そのときに、私個人的にだけれども、いろんなことがあるものだからやめるべきだという言い方をしたら、桜を植えるのだと。ショウブのかわりに桜を植えてやると。ショウブは、毎年見に行っているけれども、どんどんひどくなっています。僕が現職のときはすごかった。それからどんどん移ってしまったのです。一時はよかったのだけれども、どうなのか、だめになってしまっているのだ。
それで、一時体育館の横にショウブを持ってきて、土が合うか合わないかやってみればということを上から言われたことが。それも委員会で話

しました。でも今度は桜をやるのだと。そのときに、我々の大先輩の役場OBが現職のときに桜という意見が出て、専門屋を頼んで土を調べたら桜は合わないということでスポーツ公園に。あれはライオンズで毎年植えてくれたりなんかしてすばらしい桜になっているのだけれども、そうでないのだと。あそこで桜をやるのだという話になって、委員会を全然やっていないから、その後どういような転換されたのかな。記録残っているのでしょうか、それは。

富樫係長 朝日公園だけに限定して、総務産業常任委員会で検討を絞ってはしていないのですけれども、毎年観光施設、観光事業の現況と対策ということで、その中で朝日公園に関してご説明させていただいている中で、昨年に関してもそうですし、一昨年に関してもそういった形でさまざまなご意見いただいているという状況にありますので、それに絞っての委員会というのは数年前か、桜を植えるとかどうのこうのという時期にはやっていたかもしれないのですけれども、現状はそういった中でご説明させていただいているという認識でおりました。

船本委員 桜というのは行政側から出てきた。私は個人的にはいろんな問題があるからやめるべきだと。ショウブも見込みがないということから桜を検討していると。桜を植えるのだという話で、その後余り具体的な話が出てこなかったものだから今こうやってわかりました。こういうことであれば廃止して、この後はどういように考えますか。

富樫係長 現状は閉鎖するという方向で考えています。公園の中に一部池がありまして、そのままにして閉鎖するといっても人が入る可能性があり得るといときに、そういった事故が起きて行政的には管理上の瑕疵だとかそういった部分問われる可能性があるので、施設閉鎖に係る、例えば建物を壊すだとか、そういった部分についてはどういった形がいいのか、余り経費をかけないようにできる方法はないかというのを探りながらやっていきたいなど。実質的には入り口を封鎖して入れないようにするという形にはなろうと思うのですけれども、内部に残ったものをどうするかということに関してはこれから検討していきたいなというふうに考えています。

磯野副委員長 今もちょっと出ていたのですけれども、完全に廃止するという事なの
ですけれども、入り口を閉鎖するという事なのですから、前の道
路かなんかを閉鎖するという事でしょうか。なぜ閉鎖かという、知
らないで来て利用するだとか、全く別な防犯だとかそういう対策も出て
くるだろうと思うのです。その辺の考え方は。

富樫係長 閉鎖するとしたら、中に入れられないような形で道路も使えないというか、
入り口のところで閉鎖しようというふうには考えています。

阿部委員 廃止、閉鎖することについては僕も、キャンプはしないですけれども、
もしキャンプする人間だとしたら確かになと思うので、これに関しては
理解しますけれども、朝日公園のキャンプに来たお客さんの数がだんだ
ん減って行って、このお客さんという人方はどの程度いるのかもあれで
すけれども、素通りする、ただ泊まって行ってしまってお客さんなのか、
何らかの効果があったのか、その辺というのはどうなのでしょう。

高橋課長 さっき言ったようにバイク客、自転車客が多いということで、入ってく
るのも夜遅くとかなので、はっきりとは言えないですけれども、通りす
がりということで、町を通過してそこへ行くので、買い物はしているでし
ょうけれども、その後は初山別に行く、逆に苦前へ行くという流れの通
過点かなという予想です。

船本委員 今はそういうことはないのかなと思うのだけれども、バラ園に自転車で
来て、トイレで洗濯物をしてバラ園で干したりなんかして、自転車の人
たちが毎年何人かいたのだけれども、私がやっているときは余りうるさ
く言わないほうがいいわという感じで、そんなにたくさん来ているわけ
でなかったのだけれども、今はどのような状況ですか。

富樫係長 実際いないという感じではないのですけれども、ちらほら単身の小さい
テントを立ててという方がちょこちょこ見受けられることも正直あるの
ですけれども、原則は禁止しているのですけれども、そこをうるさくと
いうか、対応しているわけではないので、余り目立ったようにされると

さすがに注意しようかなというふうに考えていますけれども、従来どおりの対応でやりたいなというふうに考えています。キャンプ客というよりも車中泊される方というのが道の駅の駐車場に関してはすごくふえてきている現状にあるのかなというふうに思います。

磯野副委員長 朝日公園の廃止に関しては了解しました。キャンプというのは完全に2つに分かれて、便利なオートキャンプで、電源もあって、シャワーもあって、コンビニもあって、自動販売機もあってというのを希望する人と、本当にアウトドアの自然を希望するのと完全に分かれてきたのだと思うのです。そういう意味では、廃止するのはいいのですけれども、この中で言っているそういう人たちには近隣町村のオートキャンプ場を紹介する。島なんかの場合は自然が普通で、電気もない、何もないけれども星空がきれいだとか、そういうものを望む人たちも片一方には必ずいるはずなのです。そういう意味では、観光の部分考えたときに、1つは島キャンプというのも大事にしていかなければならないと思っています。ですから、今後、これは廃止するにしても、島のほうにその分力を入れていただければなと思うのですけれども、その辺の考え方はいかがですか。

富樫係長 委員おっしゃるとおり、玄人というか、そういったキャンプ客と、整備されたところの特にファミリー向けのキャンプという部分が分かれているのかなと思いますし、逆に玄人の方々が島で、天売、焼尻、キャンプ場ありますので、そこを利用してもらえるように強くこれからも進めていきたいというふうには考えています。

阿部委員 ビーチ開設期間内のキャンプ希望者ということで、近隣町村のキャンプ場であったり安く泊まれる宿泊施設を紹介するということですがけれども、今までどおり観光協会のほうで泊まる場所、そっちのほうで対応するのか、町のホームページなり、特に近隣町村のキャンプ場を羽幌町がどう紹介するのかと、その辺。

富樫係長 問い合わせがあった場合の統一した対応ということで、観光協会のほうの案内所等々でも特にここを利用してくださいと隣の苫前、初山別を載

せるというわけではないのですけれども、問い合わせ等々があった場合にはそういった対応をしていきたいというふうに考えている内容となります。

逢坂委員長 そのほかにございませんか。(なし。の声) 私のほうから、朝日公園について廃止に向けてということなのですからけれども、1点だけ、慎重に協議したというふうになっているのですが、全体的にバラ園もスポーツ公園も禁止ということになるのか、来て、テントを張りたい、スポーツ公園なんかはスペースたくさんありますので、この辺でやっている場合の考え方お聞きしたいのだけれども、だめだと言って全面的に禁止させるのか、その辺は許容範囲でいいですよというふうになるのか、その辺も検討されたのかどうか聞きたいのですけれども。

富樫係長 中にはいないこともないのかなということで、体育館の横にバイク客がテントを張っていたりだとかということも見受けられますし、それに関して一々そこはだめだよ、あれはだめだよというふうにはしていないというのが現状です。原則的にいえばそういう施設ではないので、いいよということで認めるわけにはいかないのかなと思うのですけれども、実際来てしまっていてという状態になりますので、そこは現状の対応どおりということになるのかなというふうには考えています。

逢坂委員長 そうすると暗黙のうちにその辺は了解という形で、いいというわけではないのですけれども、まあいいのかなというふうには僕は感じたのですけれども、そういうことですよ。

富樫係長 バラ園に関しても絶対だめですよという看板を掲げるほどの対応というのは考えていないのですけれども、いいですよというふうな表示はしないと。

逢坂委員長 わかりました。
それでは、ほかにございませんか。(なし。の声) ないようですので、私からの注文といたしますか、最後に一言だけ申し上げておきます。ホテルの料金改定、それから経営の安定をぜひお願いしたいということと、レ

ジオネラ属菌の経過もきちっと行政として見て行ってほしいなというふうに思います。朝日公園の閉鎖についてはこの予定で閉鎖されるのかなというふうに思いますが、先ほどから委員からも出ていますが、閉鎖後の管理、これはぜひ徹底していただきたい。事故のないようにしていただきたいと思います。以上でございます。本日の委員会はこれで終了させていただきます。本日はどうもありがとうございました。